

住まい

転宅費用の助成

住
ま
い

家賃負担を軽減するため、今より安い家賃の住宅への転宅をこれから希望する世帯に対し、敷金・礼金などの契約費用と引越し費用を助成します。今より安い住宅に転宅することによって、家計の改善が見込まれるとファイナンシャルプランナーが評価した方が対象です。区の実施するひとり親家庭向けの家計相談で、ファイナンシャルプランナーが家計の相談を受け付けます。

▶対象

つぎのすべてに該当する方。なお、この給付金の支給は原則 1 回限りです。

- (1) 練馬区から児童扶養手当または児童育成手当を受けている方
- (2) 賃貸住宅から賃貸住宅への転宅を検討している方
- (3) 生活保護を受給していない方
- (4) 区の実施する家計相談事業で、家賃の安い住宅への転宅が家計の安定につながると評価された方

※住宅の契約前に家計相談・申請が必要です。

※転宅前、転宅後のいずれも申請者本人が賃料を支払っている場合が対象です。



▶対象費用

- ・契約費用および引越し費用（上限 40 万円）

▶支給までの流れ

- 1 相談予約 → 2 家計相談 → 3 申請 → 4 住宅探し → 5 契約・引越 → 6 給付金の支給

窓口

生活福祉課 ひとり親家庭支援係 ☎ 5984-1319

都営住宅

住宅に困窮している一定の所得以下の方に、低額な家賃で東京都が提供する住宅です。募集によって「ひとり親世帯」の資格がある場合、当選確率が「一般世帯」の7倍になる優遇抽選があります。礼金・更新料・仲介手数料はかかりません。保証人も不要です。

▶ 募集時期

- ・年4回の定期募集（5月、8月、11月、2月）
- ・毎月募集（毎月中旬～下旬）
- ・随時募集（多摩地域）

※年4回の定期募集に合わせて、練馬区地元割当の募集を行うことがあります。募集はその月の1日号の「ねりま区報」または区ホームページでお知らせします。

▶ 家族向け住宅の申込資格

- (1) 申込者が都内に住んでいる成年者である（地元割当分の募集の場合は練馬区内）
※ポイント方式の場合は、申込時に都内に引き続き3年以上住んでいる
- (2) 世帯所得の合計が基準内である（詳しくは東京都住宅供給公社 都営住宅募集センターにお問い合わせください）
- (3) ポイント方式（ひとり親世帯）は、申込者本人が配偶者（未届の夫または妻、婚約者、パートナーを含む）のいない方であり、同居親族が20歳未満の子もだけである
- (4) 現に住宅に困っている（原則として借家、アパート、社宅、寮などの居住者で、現に住宅に困窮していることが明らかである）
- (5) 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でない

▶ 申込方法

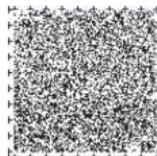
- ・定期募集 都営住宅入居者募集サイトからオンライン申込、または募集案内付属の申込書を郵送
- ・毎月募集 都営住宅入居者募集サイトからオンライン・郵送申込
- ・随時募集 随時募集専用ダイヤル ☎ 03-5467-9266 で申込
（月～金曜：午前9時～午後6時／祝休日・年末年始を除く）
- ・練馬区地元割当 募集案内付属の申込書を郵送

※定期募集・練馬区地元割当分の募集案内は区役所（1・2階総合案内、13階住宅課）、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布します。



窓口

- 東京都住宅供給公社
都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
都営住宅入居者募集サイトコールセンター ☎ 0570-050-410
- （地元割当・募集案内については）住宅課 住宅係 ☎ 5984-1619



区営住宅

住宅に困窮している一定の所得以下の方を対象とした、練馬区が管理する住宅です。詳しくは募集期間中に配布する募集案内をご覧ください。

※内容が変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 募集時期

5月下旬

▶ 募集区分

(1)一般世帯向（つぎの(2)、(3)を除く2人以上の世帯）

(2)ひとり親世帯向

原則として、申込者本人が配偶者（未届の夫または妻、婚約者を含む）のいない方で、同居親族が義務教育中あるいはそれ以下の子どものみである。

(3)若年ファミリー向

(4)単身者向

▶ 特例措置

ひとり親世帯向、若年ファミリー向の特例として、同居親族に高齢者がいる世帯は、その方がつぎの条件をすべて満たす場合は申し込むことができます。

(1)同居高齢者の方が単身である

(2)年齢が65歳以上である

(3)給与・事業などの収入がない（年金収入は含みません）

▶ 優遇抽せん

つぎのいずれかに該当する世帯は抽選のときに当選確率が2倍になります。

(1)区営住宅の申し込みが3回以上ある（落選はかぎが3枚以上ある）世帯（一般世帯向が対象）

(2)心身障害者を含む世帯（一般世帯向が対象）

(3)義務教育中またはそれ以下の子どもが3人以上の多子世帯（ひとり親世帯向と若年ファミリー向が対象）

▶ 申込資格

(1)練馬区内に引き続き1年以上住んでいる成年者である（申込者が未成年者の場合、ひとり親世帯で独立して生計を営む方の場合には、申し込むことができます）

(2)世帯の所得の合計が基準内である（詳しくはお問い合わせください）

(3)同居親族または同居しようとする親族（一般世帯向または若年ファミリー向の場合は、未届の夫または妻、婚約者、パートナーを含む）がいる（募集区分(4)の単身者を除く）

(4)現に住宅に困っている（原則として借家、アパート、社宅、寮などの居住者で、現に、住宅に困窮していることが明らかである）

(5)申込者（同居親族を含む）が暴力団員でない

▶ 申込方法

5月21日号のねりま区報でお知らせする申込期間中に、区役所（1・2階総合案内、13階住宅課）、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布する募集案内を受け取り、添付されている申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

窓口

住宅課 住宅係 ☎ 5984-1619

民間住宅への入居支援

● 民間賃貸住宅物件情報の提供（住まい確保支援事業）

子ども（18歳以下）と母または父のみで構成される世帯からの申込により、希望の条件を元に、区が不動産団体から収集した物件情報を郵送でお知らせします。

※希望条件によっては、情報を提供できない場合があります。

● 保証料の助成

保証人が見つからないなどの理由により、区内民間賃貸住宅への入居や居住の継続が困難なひとり親世帯の方に、区と協定を結んだ一般社団法人全国保証機構に加盟している民間の保証会社を利用した場合、保証会社に支払った保証料の一部に対し、区が補助金を支給します。

▶ 対象

区内に2年以上居住する18歳未満の児童と母または父のみで構成されるひとり親世帯（生活保護受給世帯を除く） ※所得制限あり

▶ 助成額

区が協定を結んだ保証会社に支払った保証料に4分の3を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）を、3万円を限度として助成します。

窓口

担当の総合福祉事務所 相談係（P.8～9）

母子生活支援施設

様々な事情でお困りの母子世帯の方が入所し、相談・支援を受けながら自立に向けて生活を行う児童福祉施設です。

▶ 対象

18歳未満の子どもを養育している配偶者のいない（またはこれに準ずる）女性とその子ども

▶ 支援の内容

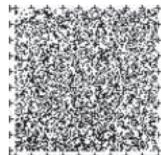
居室を提供し、母子支援員、少年指導員などが母親の生活相談に応じるほか、子どもの学習指導なども行い、自立した生活に向け援助等を行います。

▶ 費用

所得に応じた費用の負担があります。

窓口

担当の総合福祉事務所 相談係（P.8～9）



ミドルステイ(一時的な住まいの提供)

区が指定する施設内の居室(住居)を提供します。離婚前後等において、離婚後の住まい・就業の支援や親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を行います。

▶対象

つぎのいずれかに該当する世帯。

- (1) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれがある女性を含む)
- (2) 18歳未満の子どもを養育している配偶者のいない(またはこれに準ずる)女性とその子ども

▶支援の内容

居室を提供し、支援員が生活等の相談に応じるほか、見守りを行います。

▶費用

所得に応じた費用の負担があります。

窓口

担当の総合福祉事務所 相談係(P.8~9)